

保険証の新規発行終了に伴う事務手続きの変更について

令和6年7月22日

全国健康保険協会 船員保険部

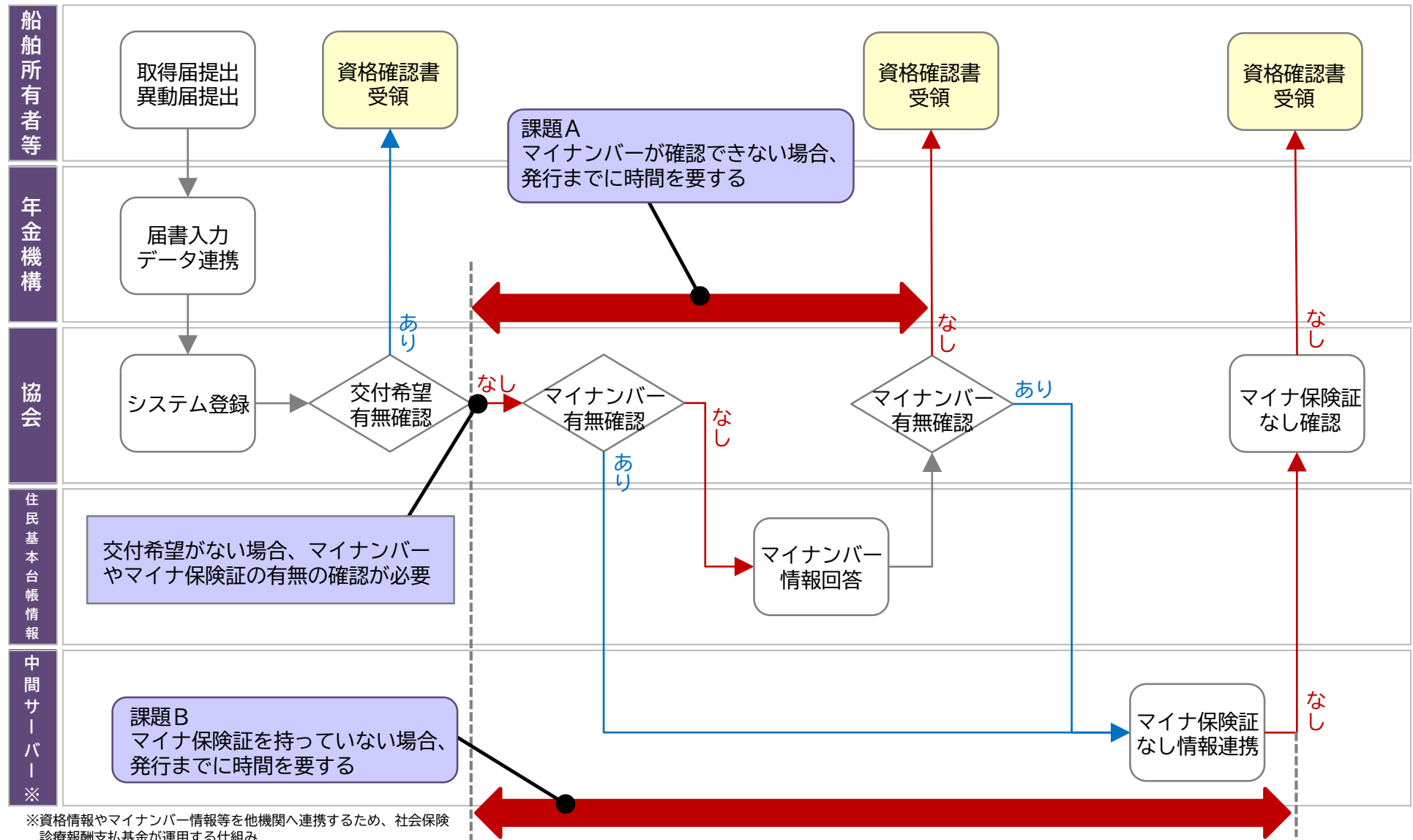
保険証の新規発行終了に伴う事務手続きの変更について

- 令和6年12月2日に保険証の新規発行が終了し、1年間の経過措置期間を経て廃止となる。
 - ⇒ 12月2日以降、保険証(※)・マイナ保険証のいずれも持っていない場合は、医療機関等を受診する際に、「資格確認書」が必要。
- (※)経過措置が適用された保険証
- 「資格確認書」は交付希望があれば、これまでの資格取得届や再交付申請等による保険証の発行までに要した期間と、同程度の期間で発行することが可能。
 - (注)オンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に申請可能
- なお、資格取得時に交付希望がない場合でも、「協会でマイナンバーが確認できない」場合や、「マイナ保険証を持っていない」場合は、協会が「資格確認書」を交付申請なしで発行(職権発行)する。(詳細は2ページ参照)

課 題

職権発行を行うためには、協会がマイナンバーを住民基本台帳へ照会したり、マイナ保険証を持っていないことを医療保険者等向け中間サーバーから連携される情報で確認する必要がある。このため、資格取得届等の提出から「資格確認書」の発行まで時間を要することとなり、被保険者の「資格確認書」の発行について、陸上で過ごす期間が限られる船員労働の特殊性を踏まえた対応が必要となる。

1-1.「資格確認書」の発行について(新規加入者)



●資格確認書について、再発行や取得時以外に必要な場合は、本人が船舶所有者に申し出を行い、船舶所有者が証明した交付申請書を船舶所有者が協会へ提出する。協会は資格確認書を船舶所有者経由で本人に届ける。なお、資格確認書交付申請書が協会に提出されれば、資格確認書はいつでも発行可能。

1-2.「資格確認書」の職権発行にかかる課題を踏まえた対応

船員保険の対応

- ①「資格確認書」交付希望欄の周知
- ② 船舶所有者へ「資格確認書」の留意事項等を案内
- ③「資格確認書」の住民基本台帳照会前の発行

対応①

資格取得届等に「資格確認書の交付希望欄」が追加され、希望する場合は☑が必要となることを周知

取得届等の提出

取得届等の交付希望欄の記入

あり

なし

資格情報のお知らせ発行

資格確認書
発行

船舶所有者
への案内

対応②

船舶所有者へ資格確認書の留意事項等の案内

- 取得届に交付希望がない場合発行までに時間がかかること
- 必要な場合は交付申請により数日で発行を受けられること
- マイナ保険証のメリット
(転職等で記号番号が変更となる場合、これまでの保険証より早く変更後の資格情報で受診できる等)

対応③

マイナンバーが確認できない方について住民基本台帳情報の照会前に資格確認書を交付申請なしで発行

資格確認書
発行

資格確認書
発行

なし

住民基本台帳への照会

マイナンバー
有無 (※)

住民基本台帳
照会・回答

あり

あり

資格確認書
発行

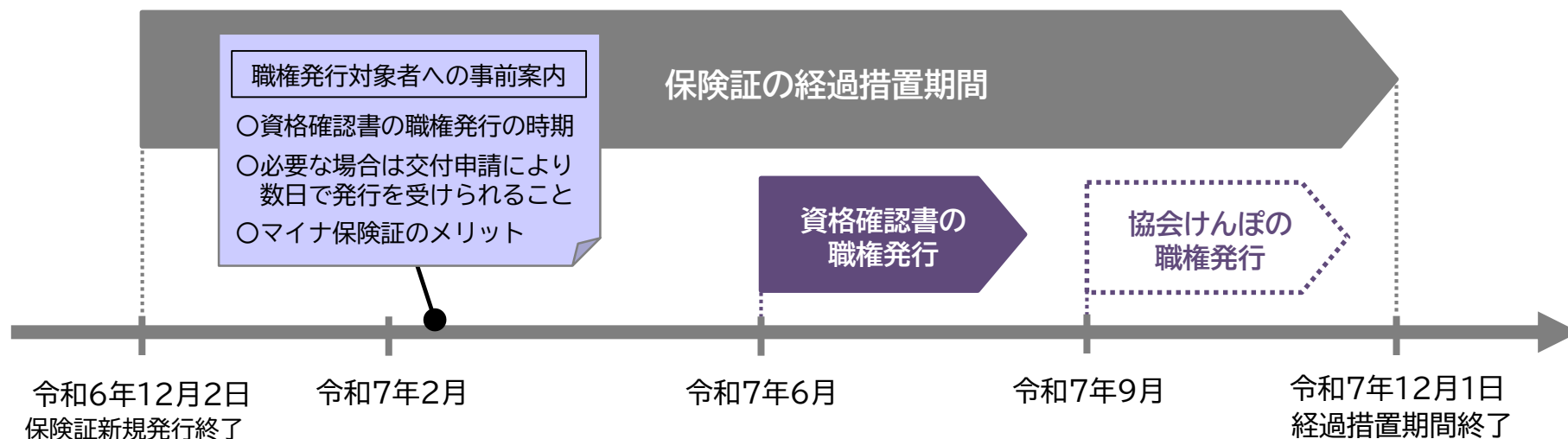
マイナ保険証
有無

なし

(※) 取得届等でマイナンバーの記載がない場合でも、協会のシステムにおいて、基礎年金番号で照合しマイナンバーが判明すれば、中間サーバーへ資格情報やマイナンバー情報を連携している。基礎年金番号でもマイナンバーが不明な場合に限り、住民基本台帳へ照会を行っている

2.「資格確認書」の発行について(既存加入者)

- 発行済みの保険証は、令和7年12月1日まで有効(経過措置期間)。そのため、「協会でマイナンバーが確認できない」「マイナ保険証を持っていない」場合は、経過措置期間が終了する前に、協会が「資格確認書」を職権発行する。
- 船員保険の被保険者は、長期乗船のため、資格確認書を経過措置期間が終了するまでに受け取れない懸念があるため、令和7年6月に資格確認書を職権発行する。
- 令和7年2月にマイナ保険証の広報と、資格確認書の職権発行に関する事前案内を直接対象者へ行うことで、切り替えについて混乱が生じないように配慮をする。



3. 保険証廃止にかかる広報について

		令和6年						令和7年
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
イベント				9/9(予定) ○資格情報のお知らせ送付 (7月までの既存加入者)			12/2 ○保険証廃止 ○資格確認書発行開始 ○資格情報のお知らせ 新規発行開始	1/22(予定) ○資格情報のお知らせ送付 (12/1までの既存加入者)
資格確認書			○船員保険通信同封チラシ	○資格情報のお知らせ 同封チラシ		○メルマガ ○被扶養者調書同封チラシ		
		保険証同封チラシ(～12/1)・資格情報のお知らせ同封チラシ(12/2～)・ホームページ掲載						
資格情報のお知らせ		○納入告知書同封チラシ ○関係団体冊子記事 ○メルマガ ○日本海事新聞 (テキストニュース)	○船員保険通信同封チラシ ○オンライン事務説明会			○関係団体冊子記事 ○メルマガ ○日本海事新聞 (テキストニュース)		
		ホームページ掲載			ホームページ掲載			
マイナ保険証		○納入告知書同封チラシ	○オンライン事務説明会 ○水産経済新聞広告	○資格情報のお知らせ 同封チラシ		○メルマガ ○水産経済新聞広告		○医療費通知同封チラシ
		関係団体冊子記事・日本海事新聞広告・保険証同封チラシ(～12/1)・資格情報のお知らせ同封チラシ(12/2～)・ホームページ掲載						
資格取得届等による 資格確認書の交付希望						○被扶養者調書同封チラシ ○関係団体冊子記事		
		保険証同封チラシ(～12/1)・資格情報のお知らせ同封チラシ(12/2～)・ホームページ掲載						
医療機関の 「窓口で提示するもの」 の周知				○資格情報のお知らせ 同封チラシ				○資格情報のお知らせ 同封チラシ ○医療費通知同封チラシ
		保険証同封チラシ(～12/1)・資格情報のお知らせ同封チラシ(12/2～)・ホームページ掲載						
健診機関の 「窓口で提示するもの」 の周知					○未受診者勧奨時に案内			
		ホームページ掲載						

広報対象

※広報スケジュールはR6.6.18時点のもののため、今後変更となる場合がある

(参 考)

4.「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」のイメージ等

資格確認書イメージ

船員保険
資格確認書

本人(被保険者)

記号XXXXXXXXXX 番号XXXXXXX 枝番XX

氏名 XXX XXXX
XXX XXXX

生年月日 平成X年X月X日

性別 男

資格取得年月日 令和X年X月X日

有効期限 令和11年11月30日

保険者番号 02130011

保険者名称 全国健康保険協会船員保険部

保険者所在地 東京都千代田区富士見2-7-2

資格情報のお知らせイメージ

資格情報のお知らせ

記号XXXXXXXXXX 番号XXXXXXX 枝番XX

氏名 XXX XXXX
XXX XXXX

生年月日 平成X年X月X日

資格取得年月日 令和X年X月X日

保険者番号 02130011

保険者名称 全国健康保険協会船員保険部

対象		・発行希望者又は職権発行の対象者
発行方法	取得	・新規加入時に希望者に発行 ・マイナ保険証なし者・マイナンバー不明者に職権発行
	申請	・交付申請書を船舶所有者経由で協会へ提出
有効期間		・4～5年(※)
材質		・プラスチック

対象		・全加入者
発行方法	取得	・新規加入時に自動発行
	申請	・交付申請書を協会へ提出
有効期間		・無期限
材質		・上質紙

(※) 例) R6.12.2発行者はR11.11.30まで(5年間)
R7.11.30発行者はR11.11.30まで(4年間)

●令和6年12月2日以降の新規加入者及び既存加入者(令和7年6月の一括職権発行以降)について、次のようなケースに該当した場合、資格確認書が職権発行される。
マイナンバーカードの返納/電子認証切れ(職権発行まで1か月程度)、資格確認書の券面情報変更(氏名変更等)(職権発行まで1週間程度)
※マイナ保険証の登録を解除する場合は、保険者に解除申請を行い、その際あわせて資格確認書の交付申請を行う。

5. 医療機関及び健診受診時に窓口で提示するもの

		令和6年					令和7年												令和8年					
		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
窓口で提示するもの(※1)		施行日 (R6.12.2)					経過措置期間												経過措置終了 (R7.12.1)					
①	保険証																							
②	マイナ保険証(注)																							
③	資格確認書																							
④	資格情報のお知らせ + マイナンバーカード																							
⑤	マイナポータル画面 + マイナンバーカード(※2)																							

(※1)健診の場合は上記に加えて受診券を提示 (※2)健診の場合はマイナンバーカードは不要

(注) 医療機関を受診する際、マイナンバーカードを持参すれば、その場でマイナ保険証としての紐づけ登録は可能。